

年 月 日

誓 約 書

由利本荘市長 様

住所

氏名

由利本荘市若者定住促進住宅取得支援事業費補助金の交付申請にあたり、下記について誓約します。

記

- 1 補助対象住宅に住民票をおいた日から、継続して5年以上、由利本荘市に居住すること。
- 2 由利本荘市若者定住促進住宅取得支援事業費補助金交付要綱に規定する要件を全て満たしていること。
- 3 申請者及びその世帯員が、暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと。
- 4 申請者及びその世帯員が、生活保護法に定める保護を受けていないこと。
- 5 申請者、その世帯員及び補助対象住宅の他共有者が、本補助金、由利本荘市移住支援金及び令和8年4月以降に由利本荘市定住促進奨励金を受給していないこと。
- 6 この申請における要件審査のため「由利本荘市納税等に係る公平性の確保に関する条例施行規則第3条第2項」及び「由利本荘市納税等に係る公平性の確保の特例に関する規則第8条第2項（特例措置）」に基づき次の項目について、調査されることに同意していること。

【調査項目】

①市税（都市計画税、国民健康保険税を含む。）②介護保険料③後期高齢者医療保険料④保育料等（保育所、乳幼児健康支援一時預かり事業費用負担金、学童保育料、児童福祉施設入所費用を含む。）⑤水道・下水道使用料、下水道受益者負担金・分担金⑥ガス使用料⑦CATV利用料（インターネット使用料を含む。）⑧市営住宅使用料

- 7 この申請における審査のため、実地調査を求められた場合に、誠意をもって対応し協力すること。
- 8 この申請における審査のため、申請者及びその世帯員の補助金等の受給状況に関し、必要に応じて、市長が他自治体等に照会することに同意していること。
- 9 この審査における審査のため及び交付後の居住状況の確認のため、住所の記録等の個人情報に関し、市長が利用することに同意していること。
- 10 取得する住宅が、申請者及び申請者と同居する者の3親等以内の親族が所有する住宅ではないこと。
- 11 補助金の交付後、補助金の交付要件等を満たさなくなった場合に、同交付要綱第18条の規定により補助金の全部または一部を返還すること。